

亀山市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月28日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

三寺町自治会

2 変更があった事項及びその内容

規約に定める目的

変更前 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 1 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 2 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 3 不動産の維持管理及び運用
- 4 区域住民の健康増進及び福祉向上を図るための諸行事

変更後 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 1 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 2 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 3 所有する資産の維持管理及び運用
- 4 区域住民の健康増進及び福祉向上を図るための諸行事
- 5 その他本会の目的達成に必要なこと

3 変更の年月日

令和8年3月22日

4 変更の理由

自治会運営の実情と合わせるとともに適正な運用を図るため